

京都大学	博士（人間・環境学）	氏名	前田直子
論文題目	人権条約における個人申立・通報制度の発展と課題 —国際的实施と国内的实施の相乗効果による実効性確保—		
(論文内容の要旨)			
本論文は、ヨーロッパ人権条約および自由権規約における個人申立制度・個人通報手続を対象とし、国際的人権保障制度の実効性はいかに確保されるのかという問題意識をもって、制度の現状、効果と課題を明らかにすることを目的としたものである。国際的实施メカニズムの国内的实施メカニズムに対する強制力・誘引力、手続の不完全性、国際的手続の機能・性質変化を中心的視座に置き、それらと個人申立・通報制度の実効性との間の有機的關係について考察している。 第1章では、ヨーロッパ人権条約に関するイギリス国内訴訟判決およびヨーロッパ人権裁判所における事例（判決等）を検討し、同条約締約国の義務が、「結果の義務」から「手段の義務」に変化していることを指摘した。今日、ヨーロッパ人権条約上の権利カタログや規範・原則が、国内法の解釈基準となる段階にまで到達し、人権条約の国際的实施のメカニズムが、各締約国の国内的实施に対して、無視できない強制力を与えていると論じている。 第2章では、受理可能性要件の適用状況を批判的に考察することにより、手続の内在的・外在的な不完全性に起因する実効的とはいえない側面について明らかにした。受理可能性要件は、実体的権利規定との関係性から、本案審査を先取りする場合や、比例性原理や「評価の余地」などの解釈原則の影響を受けることで、一般国際法が求める要件とは異なる場合もあることを明らかにする。要件の解釈・適用に関する一貫性の欠如は、手続の実効性・信頼性を損なう一因となっていることを指摘した。 第3章では、判決・見解の履行確保手段について、自由権規約におけるフォローアップ手続とヨーロッパ人権条約判決の履行監視手続について考察している。自由権規約のフォローアップ手続においては、見解の不履行が国際的な場において議論されることにより、法的拘束力のない見解を履行させようとするのが試みられており、他方、ヨーロッパ人権条約では判決の履行監視手続の司法化によって監視力の強化が図られていることを明らかにした。また後者において、履行確保の対象とされる救済措置についても、近年、再発防止など			

の一般的措置が重視される傾向にあるとしている。

以上の考察・検討を踏まえ、本論文では、個人申立・通報制度の実効性確保には、条約実施機関を中心とする国際的实施メカニズムと、各締約国が自国において展開する国内的实施メカニズムとの間に、「スパイラル的相乗効果」の構築が重要であると結論づけた。即ち、国際的实施が生み出すモメンタムによって、国内的实施が誘導されるとともに、条約基準が国内的实施に反映されることで、更に手続の実効性が担保される。また、国内的实施の過程において明らかにされる問題点や条約実施の態様が、国際的实施の平面に投影されることにより、国際的な制度としての個人申立・通報手続はより効果的に発展する。更に、本論文は、個人申立・通報手続には、手続的側面のみならず、条約解釈に関わる実体的側面にも不完全性が看取されると指摘する。

本論文は、条約実施機関と締約国との関係において、国家裁量を軸にして捉えられてきた補完性の意味が、条約という国際的な共通基準の強化により変容している現象も指摘している。補完性を積極的な介入の根拠として締約国へのコントロールを強化してきたヨーロッパ人権裁判所において、国内機関の協力的取組みがなければ条約実施機関は処理能力の限界を超えて崩壊するという危機感が生じている。そこに、締約国国内裁判所との協力関係をいかに構築するかという点に努力を傾注してきたヨーロッパ人権裁判所の新たな試みが認められる。「相当な不利益」という新たな受理要件を導入することは、国内的救済の実効性を考慮することであり、条約実施機関の国内に対するコントロール強化が可能となる半面、国内的实施の評価によって受理可能性のハードルを上げることにもなる。国際的平面において、自国の国内的实施がどのように評価されるかは、締約国の条約実施への自発性を引き出す動機付けとなる。また国内裁判所における条約の解釈・適用という国内的实施の成果が、国際的实施に逆注入されることによって当該国家の利益にもつながるとする。

最後に、個人申立・通報手続の機能変化について、条約実施機関の決定に判例法的位置づけが与えられるようになったことを述べ、本来個人通報制度の目的は、当該「個人」の権利救済であったが、次第に一般的救済へと変化したことを指摘する。ヨーロッパ人権条約のパイロット手続や自由権規約の「再発防止」勧告に見られる一般的救済措置の重視は、予測される効果の点からも、人権条約の実施に一定の重要性を持つが、人権条約制度の創設時における各国家の意図や条約の趣旨・目的に鑑みると、その機能が変化しつつあると結論する。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、ヨーロッパ人権条約を先駆けとし、その後自由権規約においても発展してきた個人申立制度あるいは個人通報制度の分析を行うことにより、人権保障の国内的实施及び国際的実施における展開の跡をたどり、国際人権保障の実効性を論じている。具体的には、判決及び事例の詳細な分析により、国際人権保障の手続的な実態の発展を明らかにしている。

人権の保障は、本来国内レベルにおいて実現されるものであったが、第二次大戦後、ヨーロッパ人権条約や1966年の自由権規約において、「国際的な人権保障」の制度的実現が目指されるようになった。その中でも、実体的な権利を保障するための手続的な仕組みとしての「個人申立制度」あるいは「個人通報制度」が、当初の「補完的」な役割からより重要な役割へと発展を示していることは、既に先行研究において明らかにされている。本論文は、そのような先行研究を踏まえた上で、条約レベルでの手続的な制度の変遷と展開が、国際人権の国内レベルでの実体的保障の進展に与える影響と、それを介して人権保障が国内的に実施されることがさらに国際的な実施に与える影響とを、その相互作用による発展という独自の視点から考察している。

本論文の第一の意義は、そのような「発展」が、どのような「力」によってもたらされているのかを、明らかにした点にある。本論文では第1章で、イギリスの1988年人権法制定に至る論争を取り上げ詳細にたどり、人権法制定前後のヨーロッパ人権裁判所／委員会が下したイギリスに対する条約違反の判断によって、それまで同条約の国内実施法を持たなかったイギリスが、法制定に至ったことを、判決・決定と議会での議論を照らし合わせて、説得的に提示した。本論文は、この点に関して、ヨーロッパ人権条約の国際的実施メカニズムが、国家の国内的实施に「強制力」あるいは「誘引力」を有すると表現している。

第二の意義は、個人申立を受理するための要件について分析した第2章において、受理可能性要件が「内在的・外在的」理由から、規定解釈上も不完全であり、更に事例分析を通じて、手続的要件の解釈・適用に一貫性を欠いていることを指摘し、そのことが手続の「実効性」や「信頼性」を損ねる一因でもあることを明らかにした点である。これは、本論文が企図している「個人申立・通報」制度が内包する人権保障の実効的促進機能が作用する必要条件を示唆するものといえる。

第三の意義は、本来条約上の権利を侵害された個人の救済をはかることが目的であった「個人申立」あるいは「個人通報」が、判断・意見が出された後の制度を設けることによってその機能を変化させていることを明らかにした点である。自由権規約の個人通報制度は、そもそも選択的な手続であり、さらには委員会の「見解」(view)は勧告的効果しか持たないものであるが、この個人通報制度にフォローアップ制度を導入することによって、締約国に「見解」を実質的に履行させようとする効果が生じている。また、ヨーロッパ人権条約においては閣僚委員会による判決の履行監視手続を設けることを通じての制度的変更が、本来の目的である個人の救済から「一般的救済」へと機能を発展させている。本論文は、これらの展開が実際には「実効性」確保という共通の目的を有するものに他ならない、と鋭く指摘しており、これまでに見られない独創的な分析であるといえる。

上記のような特徴を持つ本学位論文のポイントは、序章と結語において明

瞭に表現されている。そこでは、論文全体を通じて分析してきた結果を一言で表現して、人権の国際的実施メカニズムと国内的实施メカニズムの「スパイラル的相乗効果」を認めることができると論じる。国際的実施が生み出すモメンタムによって、国内的实施が誘導されるとともに、条約基準が国内的实施に反映されることで、更に手続の実効性が担保されるという著者独自の理論枠組みの主張であり、この点にこそ学位申請論文としての学術的価値がある。

惜しむらくは、その理論枠組みは、各章において、詳細な事例や議論の紹介・分析の中に時として埋もれがちになり、十分に明確に提示しきっているとは必ずしも言えないことである。そのような問題意識を直接的に記述することに、もう少しの紙幅を割いていれば、より説得力が増したであろう。しかし、そのことによって本論文の評価が些かも変わるものではない。本論文は、人権の実施における「実効性確保」という視点から、手続的側面を中心として考察し、それが実体的権利の解釈適用に如何なる影響を与えているかを、緻密に分析し明らかにしようとしたものであって、その作業は高く評価されるものである。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成22年1月21日、論文内容とそれに関連した事項について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降